

平成30年11月14日

各位

会社名 株式会社 デンタス
代表者名 代表取締役社長 有 田 道 生
コード番号 (6174 TOKYO PRO Market)
問合せ先 取締役管理部長 井 田 一 徳
電話番号 088-657-3115

通期連結業績予想の修正に関するお知らせ

当社は、平成30年11月14日開催の取締役会において、当社における最近の業績の動向等を踏まえ、以下のとおり、本年5月15日付「平成30年3月期決算短信〔日本基準〕（連結）」において開示した平成31年3月期（平成30年4月1日から平成31年3月31日）の業績予想を修正することとしましたので、お知らせいたします。

1. 連結業績予想の修正について

(1) 当期の連結業績予想数値の修正（平成30年4月1日～平成31年3月31日）

	売上高	営業利益	経常利益	親会社株主に帰属する当期純利益	1株当たり当期純利益
前回発表予想（A）	百万円 788	百万円 4	百万円 3	百万円 2	円銭 7.00
今回修正予想（B）	722	△38	△39	△40	△126.07
増減額（B-A）	△66	△43	△43	△43	
増減率（%）	△8.3	—	—	—	
（参考）前期連結実績（平成30年3月期）	675	△135	△131	△149	△515.01

(2) 修正の理由

（売上高について）

当社は、今年度新経営体制へ移行をしており、引き継ぎや就任当初は経費削減に注力して参りました。しかしながら経費削減に注力するあまり新規営業活動のための費用が過度に抑制され営業の機会損失等をもたらしたり、競争激化により主力取引先からの受注が減少し、売買価格を値下げせざるを得なかったこと等の影響が出たことから上期の業績が想定よりも下回る結果となりました。

現在は、上記の反省を踏まえ、新規営業活動や既存顧客先への営業頻度を適切な頻度に改めたり、取引先との売買価格交渉が妥結したことにより概ね当初想定通りの売上を確保しつつあります。しかしながら、当初予想の売上高を達成することが難しいものと判断し、下方修正致します。

（利益面について）

また、原価につきまして、歯科技工現場における原価圧縮施策等の経営合理化を行う一方で、研究開発部門から歯科技工部門への人員の異動や、機械の修繕やラインの見直しに伴う移送費の発生

から原価が増加しております。

販管費以下につきましては、平成30年7月20日付プレスリリース「役員報酬減額の経営合理化の取り組みに関するお知らせ」の通り、役員報酬を含めて経費の全面的見直しを実施しております。しかしながら、売上高の下方修正や原価の増加をカバーするには至らず、利益面においても赤字予想と下方修正するに至りました。

当社グループは新経営体制のもと、早期黒字回復のために引き続き売上増進策と、コスト削減を推し進めることにより、収益の拡大及び財務体質の強化に取り組んでまいります。

2. 今後の事業展開について

(1) 歯科医院開設支援事業の確立

当社は、一昨年度より開始した「歯科医院開設支援事業」において、これまで6軒の歯科医院の開業支援を実施、提携医療法人の業容拡大にも寄与しており、今年度も引き続き関東近郊で歯科医院開設支援の計画を進めております。

(2) 歯科医院開設支援事業における業績に与える影響について

当該事業については、上記の通り着実に成果を挙げつつあるものの、まだ立ち上げ間もない事業であること、今後の展開に当たってのビジネススキームが確立できていないこと等により、現時点において不確定な要素が多く当該事業による業績に与える影響を合理的に算定することが困難な状況となっております。

よって、今回の修正予想には当該事業による成果のうち、本日時点において確実と見込まれる案件についてのみ加味しており、その他の進行中で不確定の案件については保守的に含めておりません。

そこで、当該事業における平成31年3月期の連結業績に与える影響が確定し、今後適時開示が必要となった場合には、速やかに開示いたします。

3. 今後の見通し

当社は平成31年3月期中間期末時点で△115,677千円の債務超過状態であります。

そこで平成31年3月期中に当該債務超過の解消を目指し、当該資金調達を初め今後も様々なファイナンスを模索し、関東近郊を中心に計画中の歯科医院開設支援事業の拡大及び財務基盤の強化を目指してまいります。これにより当社が得意とするデジタル歯科技工機器を活用した歯科技工物の受注拡大を見込んでおります。

また、本日時点において、当社がJ-Adviser契約を締結しているのは株式会社OKINAWA J-Adviser（以下、「同社」とします。）であり、同社とのJ-Adviser契約において、下記の事項が定められております。

- ・当社が上場会社となった後に、その事業年度の末日に、債務超過の状態である場合（上場後3年間において債務超過の状態となった場合を除く。）において、1年以内に債務超過の状態でなくならなかったとき、同社が催告無しにJ-Adviser契約を解除できること。

なお、J-Adviser契約の解約につながる可能性のある事象として、平成30年3月期の純資産合計額が△76,013千円と債務超過の状態になっておりますが、上場後3年以内であるため無催告解除事項には該当しません。

(注) 上記の予想は、現時点で当社が入手可能な情報に基づき作成したものであり、実際の業績は今後の様々な要因により見通しと異なる結果となる可能性があります。

以 上